

1 移管後の児童相談行政の体制について

1 児童相談所の設置を希望する理由

区民生活に密着した基礎自治体として、子どもの生命と権利を守ることを最優先に考え、児童相談所と子ども家庭支援センターが一体となり、一元的かつ地域の支援を最大限に活用した総合的な児童相談行政を実現するため、児童相談所の設置を目指す。

2 移管後の児童相談行政の体制

- 基本的な考え方
 - ・児童相談所と区内5地域の子ども家庭支援センターが児童相談業務の中心となり、強力に連携して迅速かつ的確な対応を行う。
 - ・地域と子ども家庭支援センターと児童相談所が一連となり、気軽な相談から虐待等要保護児童等の早期発見・早期対応に至る、切れ目のない児童相談行政の体制を構築する。
- 移管後の児童相談所と子ども家庭支援センターのあり方
 - ・5か所の子ども家庭支援センターを存続させ、子どもや子育て家庭のあらゆる相談及び虐待等の未然防止等に関するサービスの提供等を行い、区民の地域生活を支援する役割を担う。
 - ・児童相談所は、医師・弁護士とも連携しながら、専門的な知識及び技術を要する虐待等相談への対応や一時保護、施設入所等の法的権限の行使を担う。
 - ・区内部組織としての特性を活かすことにより、児童の安全確保や適切な支援をより迅速に行うとともに、日々の情報伝達や定期的な情報共有会議等を通じ、両機関の狭間に落ち、認識の温度差が生じる等の課題を解消する。

2 移管後の児童相談行政の体制（続き）

- 地域との連携
 - ・児童相談所と子ども家庭支援センターは、地域における見守り・支援を担う保育園、幼稚園、学校等と連携し、援助や支援が必要と判断された場合は速やかに対応する。
- 児童虐待防止対応の専門性強化
 - ・児童虐待に関する専門的知識を高めるため、他の機関と連携し、専門職の人材育成研修実施や困難事例への助言などの協力を受け、児童相談所の確実な機能発揮に役立てる。
- 広域での連携
 - ・一時保護所、施設養護、里親等について、広域でも対応するために都や近隣市、特別区間の連携体制を構築する。
 - ・特別区の児童相談所だけでなく、都の児童相談所との情報交換の場を設ける。
- 効果的な児童相談体制の構築に向けた検討
 - ・地域に子ども・子育て・若者支援に関する資源が多く、また、地域行政を推進しているという特性を活かした世田谷区ならではの効果的な児童相談行政を推進するため、外部の有識者や関係機関等も含めた検討及び検証を行う。

3 移管後における児童相談行政の全体像

※別添イメージ図のとおり